ないかくをほんが ウェラがい りゅう きべっ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう 内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成27年11月2日 ないかくなくんれいだい 内閣府訓令第39号

最終改正 令和6年內閣府訓令第3号

もくてき (目的)

第1条 この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、ないかくをほんぶしょくいん。ひじょうきんしょくいん。以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、 はんだい はんだん はんだん 法に反すると判断されることはないが、 障害者基本法(昭和45年法律第84号)の まほんてき りねんおよ ほう もくてき 基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する (次条において同じ。)。

ごうりてきはいりょ ていきょう (合理的配慮の提供)

(監督者の責務)

- 第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者(以下「監督者」という。)は、前24章 かか じょう かんとうがい りゅう 2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
 - いち にちじょう しっむ っう しどうとう しょうがい りゅう きべっ かいしょう かん しどうとう 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その かんとく 監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を 深めさせること。
 - こ にようがいしゃとう まとう さべってきとりあっか こうりてきはいりょ なていきょう たい そうだん くじょう もうして 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出 等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - さん こうりてきはいりょ ひっようせい かくにん はあい かんとく しょくいん たい こうりてきはいりょ ていきょう 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供 できせつ おこな を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に 対処しなければならない。

ちょうかいしょぶんとう (懲戒処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないに も関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に 違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

そうだんたいせい せいび (相談体制の整備)

- 第6条 内閣府本府に、その職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる相談窓口を置く。
 ただし、沖縄総合事務局にあっては、沖縄総合事務局 長が別に置く。
 - 一 大臣官房参事官(人事課担当)
 - に だいじんかんぼうじん じかちょうさかん 大臣官房人事課調査官
 - さん だいじんかんぼうじんじかかちょうほきまた せんもんかん しょくいん ふくむ たんとう もの 大臣官房人事課課長補佐又は専門官 (職員の服務を担当する者)
 - はん せいさくとうかつかん きょうせい きょうじょたんとう づきさんじかん しょうがいしゃしさくたんとう しょく 四 政策統括官 (共生・共助担当) 付参事官 (障害者施策担当) の職にある者
 - 五 その他大臣官房人事課長が指名する者
- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、大臣官房人事課に集約し、相談者の デライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- ない こう そうだんまどぐち ひつよう おう じゅうじつ はか っと 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

- 第7条 内閣府本府において、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員 たい ほう きほんほうしんとう しゅうち に対し、法や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修・ 啓発を行うものとする。
- 2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。
- 3 前項の内容、回数等の詳細は、大臣官房人事課長が定める。
- 4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮しつつ はいりょうがいしゃ てきせつ たいおう でっよう まにゅある かつようとう はいりょ はか でき 者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る。

が削

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

が則

この訓令は、令和2年8月1日から施行する。

ふ そく 別

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

が紙

ないかくをほん が しょうがい りゅう きべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう かか りゅうい 内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意 事項

だい あとう さべってきとりあつか きほんてき かんが かた第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇するとりあっか、いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。内閣府本府においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、定じまれていました。というないは、は、おいかくをほんが、しまれていまして法の確保、財産の保全、損害発生の防止等)及び内閣府本府の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明する
ものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、職員と障害者の双方が、お
たが ないた たちば そんちょう しながら相互理解を図ることが求められる。

第3 不当な差別的取扱いの例

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- ○障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- ○障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- ○障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供 等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- ○障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- ○事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に対応者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害を理由に付添者の同行を拒む。
- ○障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。
- ○業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を 行う。
- ○障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に 接遇の質を下げる。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- でっしゅう ともな こうぎ にっしゅう ひっよう きぎょう すいこうじょうぐたいてき きけん はっせい 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が 見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定する。 しょうがいしゃほんにん あんぜんかくほ かんてん (障害者本人の安全確保の観点)
- ○車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための たいおう おこな 対応を行う。(行政機関の損害発生の防止の観点)
- ではいてつづき おこな ○行政手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な はんい ぶらいばしー はいりょ 範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の いしとう かくにん しょうがいしゃほんにん たい しょうがい じょうきょう ほんにん てつづき 範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の またがいしゃほんにん そんがいはっせい ぼうし かんてん 意思等を確認する。(障害者本人の損害発生の防止の観点)

だい ごうりてきはいりょ きほんてき かんが かた第4 合理的配慮の基本的な考え方

しょうがいしゃ けんり かん じょうやく いか けんりじょうやく だい じょう こうりてき 電害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、「合理的

記慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

2 合理的配慮は、内閣府本府の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる 能が、ほんらい、きょうか、なずい 範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において ヒラヒラ セゕい ていきょう う 同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の ほんしつてき ^^とう *** 本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの てん りゅうい うえ とうがいしょうがいしゃ げん ぉ 点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去 のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ「第5 ゑたん きほんてき かんが かた かか ようそ こうりょ だいたいそ ち せんたく ふく そうほう けんせつてき 負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的 たいわ 対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要が ある。建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要 たが とも かんが とうがいしゃ しょうがいしゃ しょくいん とも かんが とうほう たが かつ実現可能な対応案を障害者と職員が共に考えていくために、双方がお互いの じょうきょう りかい つと じゅうよう たと しょうがいしゃほんにん しゃかいてきしょうへき じょきょ 状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去の ために普段講じている対策や、当該行政機関として対応可能な取組等を対話の中で きょうゆう とう けんせつてきたいわ つう そうごりかい sか きまざま たいおうさく じゅうなん けんとう 共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討してい くことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、 障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、 にようがい くわ にょせい な たいおう もと りゅうい 障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮とは別に、こうじゅつ かんきょう せいび こうりょ い ちゅう ちょうきてき こ す と きくげん こうりっか 後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を ひつよう 必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、 実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)によりではられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思表明がこれない。 はまうがいしゃ かぞく しえんしゃ かいじょしゃ ほうていだいりにんとう こみゅに サーしょん 困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

だい かじゅう きたん きほんてき かんが かた第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の しまります。 趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況 ないたじて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると はんだん 判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を導重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を そんちょうなん けんとう 柔軟に検討することが求められる。

- じむまた じぎょう えいきょう ていど じむまた じぎょう もくてき ないよう きのう そこ いな ○事務又は事業への影響の程度 (事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か)
- じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ○費用・負担の程度

だい ごうりてきはいりょ れい 第6 合理的配慮の例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ できなりであるが、例としては、次のようなものがある。なお、記載した例はあくまでも例示であり必ず実施するものではないこと、記載されている例以外であっても 合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

- ○配架棚の高い所に置かれたパンプレット等を取って渡す。パンプレット等の位置を かかりやすく伝える。
- ○目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・ をはずりについて、障害者の参望を聞いたりする。
- ○障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- ○疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- ○不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- で災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい 歩ょうかくしょうがい 聴覚障害のある者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく をかったい をおきゅうじょうがい をおりかくしょうがい を関する。
- ○イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取ったとして、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。
- ○視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに はうじてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の をほう はう はうせい しょくいん あんない 希望に応じて同性の職員が案内する。

(合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例)

- でったん よ あ しゅわ てんじ かくだいも じ しょっかく いしでんたっとう こみゅに けっしょん ○筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、触 覚による意思伝達等のコミュニケーション 手段を用いる。
- ○会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等 が異なり得ることに留意して使用する。
- ○視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよっています。 でんしで た できょとけいにき ていきょう でおして た (テキスト形式) で提供する。

- ○意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- ○駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- ○書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- ひゅひょうげんとう にがて しょうがいしゃ たい ひゅ ぁんゅ にじゅうひていひょうげん しょち いと喩表 現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表 現 などを用いずに くたいてき せつめい 具体的に説明する。
- ○障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- ○会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

- ○順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を 入れ替える。
- ○立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- ○スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- ○車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- ないかくなほんが しきちない ちゅうしゃじょうとう 〇内閣府本府の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、 つうじょう しょうがいしゃせんよう 通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- ○入館時にICカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を 認める。
- ○他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該 「はったした。」とうがいした。 できるとう、発作等がある場合、当該 できるがいした。」とうがいした。 できるとう、発作等がある場合、当該 できるがいした。」とうがいした。 できるとう、発作等がある場合、当該 できるとう、発作等がある場合、当該 できるとうがいた。」とうがいた。 できるとう、発作等がある場合、当該
- ○非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られること ばんてい、 にようがい ないいん りかい えんじょ もの どうせき みた を前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと
かんが 考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも
れいじ であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、

ばんじゅっ かんてんとう ぶ はんだん 前 述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

- ○試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、でじたる意意 もちこ みた ぜんれい アックル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- ○イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら こま ちゅうしょうてき りゅう ぐたいてき しぇん かのうせい けんとう しえん ことか 困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。
- ○電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を もと 求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能と することとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話 等の代替措置を検討せずに対応を断ること。
- の介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、 ではようだいしゃほんにん こべっじじょう こうざ じっしじょうきょうとう かくにん 受講者である障害者本人の個別事情や講座の実施状況等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。
- ○自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや 様によどう 板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席 確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

- ○事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)
- ○抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続を行うことが 正がない 困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、 とうがいたいおう ことも 当該対応を断ること。(障害者でない者との比較において同等の機会の提供を 受けるためのものであることの観点)